

意見書案提出書

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める 意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

提出者

賛成者

土田百合子	井上忠征	立身万千子	石岡恵美子	江上善一
加藤 司	土谷久男	高橋聖悟	佐藤誠洋	築山 智
加藤勝義	本間利博	宮川拓也	大日向香輝	小野正伸
加藤雄太	柴田 忍	青山 豊	石川拓也	寿松木孝

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるためにはケア労働者の人員確保が必要であり、賃上げや労働環境改善のため、意見書を提出する必要がある。

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める 意見書

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されており、諸外国では、国際労働機関による「看護職員条約(第149号)・勧告(第157号)」や「夜業条約(第171号)・勧告(第178号)」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」、「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護している。

しかし、日本では、医療、介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にある。そのため、日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められている。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要がある。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて3分の1の賃上げ額や2分の1の一時金(賞与)など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実である。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務であり、誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようするために、次の4点の実施を求める。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバルを十分に確保すること
 - ②夜勤回数の制限や労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること
4. 患者・利用者の負担軽減を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

横手市議会議長 菅原 正志

内閣総理大臣 高市早苗 様
厚生労働大臣 上野賢一郎 様
財務大臣 片山さつき 様
総務大臣 林芳正 様

意見書案提出書

インボイス制度の廃止をめざし、事業者負担を軽減する経過措置を
継続するよう求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

インボイス制度の実施により、消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスは消費税の負担に苦しめられていることから、事業者負担を軽減する経過措置の継続が必要であり、意見書を提出する必要がある。

議会案第9号

インボイス制度の廃止をめざし、事業者負担を軽減する経過措置
を継続するよう求める意見書

インボイス制度の実施により、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられている。また、インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶たない。

1万538人の個人事業者やフリーランス等が回答した実態調査では、「価格転嫁しなかった、転嫁したくてもできなかった」が77%に上り、経過措置が廃止された段階で免税業者と取引を「見直し、または取引しない」と26.1%が回答している。

こうした状況のまま、経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追いつめられることになることから、次の実施を求める。

記

1. インボイス制度の廃止をめざし、経過措置として実施された「2割特例」「8割控除」の継続を求める

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

横手市議会議長 菅原 正志

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	関口昌一	様
内閣総理大臣	高市早苗	様
総務大臣	林芳正	様
財務大臣	片山さつき	様

意見書案提出書

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 19 日

提出者

賛成者

土田百合子	立身万千子	石岡恵美子	江上善一	加藤 司
土谷久男	高橋聖悟	佐藤誠洋	築山 智	加藤勝義
本間利博	宮川拓也	大日向香輝	菅原恵悦	小野正伸
加藤雄太	柴田 忍	青山 豊	石川拓也	寿松木孝

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるために所得税法第 56 条を廃止するべきであり、意見書を提出する必要がある。

議会案第10号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

所得税法第56条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定している。

白色申告の場合、事業主の所得から配偶者が年間86万円、家族が同50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばず、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。また、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言われるが、青色申告は税務署長への届出・承認を前提にした納税者への「特典」にすぎない。

国連女性差別撤廃委員会は2024年、「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第56条を改正し、女性の家族経営企業での労働を認める」ことを日本政府に勧告している。また、「56条の廃止等を求める意見書」は、全国570を超す自治体で採択されており、弁護士連合会や税理士団体からも意見書が提出されている。

所得税法第56条は明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐものであり、ジェンダー平等の考え方からも、人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、次の実施を求める。

記

1. 家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、地方自治法第99条の規定に基づき、所得税第56条の廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

横手市議会議長 菅原 正志

内閣総理大臣 高市早苗様

意見書案提出書

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

すべての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金引き上げが不可欠であり、意見書を提出する必要がある。

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書

介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えており、家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままである。また、介護事業所は低く据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となっている。特に、訪問介護は基本報酬の引き下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加している。

介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する見込みを示しているが、有効な対策は講じられていない。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっている。

こうした中、政府は「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1・2の生活援助の保険給付外し」など、さらなる負担増・サービス縮小を検討しているが、これ以上の制度の後退は許されない。

すべての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠である。介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向け、次の4点の実施を求める。

記

1. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。また、その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
2. 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付外し(総合事業への移行)などの見直しを行わないこと
3. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。また、介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
4. 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。また、介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

横手市議会議長 菅原 正志

衆議院議長	額	福志郎	様
参議院議長	関	昌	様
内閣総理大臣	高	早	様
財務大臣	片	苗	様
厚生労働大臣	上	さつき	様
総務大臣	林	賢一郎	様
		芳	様

意見書案提出書

最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな
被害回復措置を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

提出者

賛成者

土田百合子	立身万千子	石岡恵美子	江上善一	加藤 司
土谷久男	高橋聖悟	佐藤誠洋	築山 智	加藤勝義
本間利博	宮川拓也	大日向香輝	菅原恵悦	小野正伸
加藤雄太	柴田 忍	青山 豊	石川拓也	寿松木孝

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

生活扶助基準の引き下げが違法であるとの最高裁判所判決が下されたにも関わらず、国が違法状態を是正しないために生活保護利用者の一刻も早い被害回復が切実に求められており、意見書を提出する必要がある。

議会案第12号

最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな 被害回復措置を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均6.5%、最大10%引き下げられた。この引き下げに対して、29都道府県1,027人の原告が取消しを求めて提訴し、本年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は「裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり違法である」として、引き下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

本来、法治国家として、国は司法が下した判断に従い速やかに違法状態を正し、被害を回復しなければならないはずだが、国は判決から既に4カ月が経過しているにもかかわらず、いまだ原告を始めとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置を探らずに違法状態を放置している。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお憲法に定める生存権及び個人の尊厳を侵害され続けている状態にあることや、提訴以来すでに200名以上の原告が亡くなっており、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引き下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行う必要があるため、次の3点の実施を求める。

記

1. 全面解決のために、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うこと
2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること
3. 違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

横手市議会議長 菅原 正志

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	関口昌一	様
内閣総理大臣	高市早苗	様
財務大臣	片山さつき	様
厚生労働大臣	上野賢一郎	様
総務大臣	林芳正	様

意見書案提出書

「小・中学校給食費の完全無償化」のため、
秋田県へ財政支援を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

提出者

賛成者

土田百合子	井上忠征	立身万千子	石岡恵美子	江上善一
加藤 司	土谷久男	佐藤誠洋	築山 智	加藤勝義
本間利博	宮川拓也	大日向香輝	菅原恵悦	小野正伸
加藤雄太	柴田 忍	石川拓也	寿松木孝	

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

急激な物価上昇等により家計負担が増える中、子育て家庭への支援は必須事項である。無償化実施の最大のネックは市町村の財源であり、秋田県から市町村へ財政支援を行うことを求める意見書を提出する必要がある。

「小・中学校給食費の完全無償化」のため、 秋田県へ財政支援を求める意見書

2025年10月現在、秋田県内では小・中学校完全給食無償化は5市5町3村(52%)、費用の一部(半額など)を助成している自治体は1市2町(12%)である。合計では16市町村(64%)となり、この1年間で過半数を超えた。

背景には急激に進む少子高齢化、コロナ禍、急激な物価上昇などによる家計負担の増加に対して、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があり、実施には踏み切れないが検討を進めている自治体も数多くある。また、高校生へ給食を提供(一部有料)し子どもたちや家族から大歓迎されている羽後町のような自治体もある。

文部科学省調査では小・中学校などの学校給食の無償化を行っている自治体は2023年度で全国775(43%)、2017年度の76(4.4%)から約10倍に急拡大している。東北では福島県で一部無償化も含め98%の自治体で実施、青森県では、昨年10月から県として市町村を支援することを決め、すべての自治体で完全無償化となつた。

無償化実施の最大の課題は財源である。実施市町村では様々な工夫がされており、一般財源のほか、ふるさと納税を活用、経費を安定的に確保するため、独自に「学校給食無償化基金」を設置している自治体もある。また、今年度は年度途中から完全無償化としたが、財源が厳しく来年度も継続できるよう努力している最中という自治体や、住民から強い要望が寄せられ実施を検討しているが、財源確保が大きな課題であり、その捻出に苦労していることから実施に踏み切れない自治体もある。

秋田県では、高校卒業までの子ども医療費無償化が2024年8月に全市町村で実施されることになったが、その背景には県が各自治体に所得制限を撤廃し半額助成を決断したことがある。鈴木健太知事は選挙公約でも「学校給食費の無償化」を掲げておられたことからも、市町村と二人三脚で無償化を実現できるよう、次の実施を求める。

記

1. 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県から市町村へ財政支援をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

横手市議会議長 菅原 正志

秋田県知事 鈴木 健太 様